

外務省では、昭和51年に第1回外交記録公開を行って以来、平成17年2月の第19回公開に至るまで原則として30年を経過した戦後外交記録を対象として調査し、順次公開してきました。これまでに公開した記録は11,700冊に達し、公開された記録は原則として、第17回公開まではマイクロフィルムにより、また、第18回公開以降はCD-Rにより、外務省外交史料館において閲覧することができます。

また、平成16年以降、外交記録公開において公開した外交記録について、順次インターネットを通じて閲覧できるようにしています。わが国の戦後外交の歩みを振り返ることは、今日のわが国を取り巻く国際環境を理解する上で、何らかの手助けになるものと確信しています。外交史専門家から「日本外交のアイデンティティは外交記録公開から」との期待が寄せられていますが、この機会により、外交記録を通じてわが国の外交政策をより深く理解して頂く一助となれば幸いです。

平成18年3月
外務省大臣官房総務課長

検索方法

[検索ページへ](#)

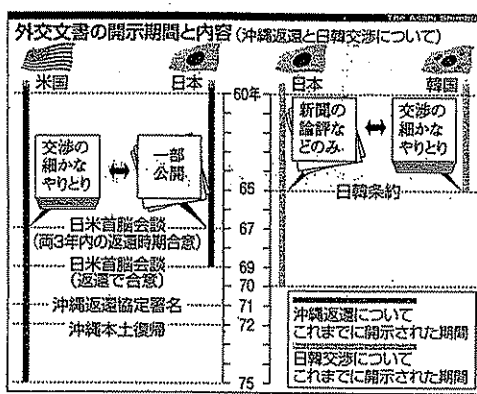
検索を行う場合は上のボタンをクリックしてください



透明性 米韓に後れ

日本の外交文書公開

外務省が80日付で公表した外交文書のうち、沖縄返還交渉や日韓正常化交渉など同じ項目について米韓で公表された文書と比較すると、質・量ともに乏しいものだった。20回の節目を迎え、公開制度そのもののあり方が問われてくる。



「世の中の要求に応じて文書を出したが、なかなか出せなかった」といふこともあるが、外務省で外交文書公開を扱う外交記録審査室の藤田舞二室長は公開日前、「揺れる心情を明かし、日韓正常化交渉に開く」と言われる日本の外交文書公開が頓挫した。日韓正常化交渉の全容が明らかになった。このうち「(黒田清長)と一時は日本側公開の目玉に決めたが、公開されたのは46年6月、70年2月までで作成された」といふ。藤田室長は「外務省に『外務省出身の政府関係者が後援を請うる。』と先に公開の判断を求められた外交文書は、6月の開示会まで手が回らない。週末や夏休みの

判断基準は感覚

堅いガードの理由あいまい

「世話になった某大使の名前が偽りから価値が分からなくなるといふ。最後は責任論の判断になった。今回、日韓交渉の外交文書を非公開とした判断について韓国の外交文書を研究する木宮正樹、東大大学院准教授は「日本側の考えや戦略は、韓国の公開文書から類推できる」と指摘する。日韓交渉への影響を考慮しても出せる文書は多くあり、「なぜか」といふガードが堅いのか。日韓双方の研究者は「理解」がたい」と首をかしげる。

日本外交史が専門のロバート・エドワーズ大東大大学院准教授も「戦後日本外交史の多くは米側資料から知る。日本の業績、外交官や政治家の顔が分らず、日本にも世界にも損だ」と残念がる。日米の「沖縄密約」を暴いた元毎日新聞記者の西山太吉さんも「外務官僚や省益のための公開は真の情報公開とは言えない」と批判した。

省内でも意識の変化はある。「問題が起るかもしれない」と懸念する一方で、「何が本音の機密か判断できないのかも。我々の意識も制度も発展途上で見直す点はあつた」との声が、少数派だが、少しずつ出た。

「公文書の一生」を決めるのが、公文書をつむぐた当事者の省庁だからだ。中央省庁の文書管理を定める一般法もない。情報公開促進法の米国内ではどうか。特徴的なNARAが管理している。

情報公開法の施行に先だって外務省は「行政文書」と個人書類の分類を厳格化した。同法は組織的に用いる行政文書でないものを公開対象にしないから、たゞ、統一基準が明確文化されていないため、走り書きや試案などは独自判断で「途中経過文書」として行政文書を見なせず、廃棄された。

「1980年代に保守化した書類も含まれる。外務省幹部が解説する。『貴重品を盗む走り書きメモなどが多い。最終的には行政文書が残らないと、外交文書はますます中身がなくなる』」

こんな大層の懸念ができてしまふのは、作成・保管・廃棄・公開という「公文書の一生」を決めるのが、公文書をつむぐた当事者の省庁だからだ。中央省庁の文書管理を定める一般法もない。

NARA「情報公開クリアランス」は01年の情報公開法の施行後に捨てられた中央省庁の文書の量を調べたところがある。「取捨選択」が00年度で最も多く捨てたのが外務省。1980年代、88年度の倍以上だった。

情報公開法の施行に先だつて外務省は「行政文書」と個人書類の分類を厳格化した。同法は組織的に用いる行政文書でないものを公開対象にしないから、たゞ、統一基準が明確文化されていないため、走り書きや試案などは独自判断で「途中経過文書」として行政文書を見なせず、廃棄された。

第三者機関なし

公開? 廃棄? 省庁自身が決定

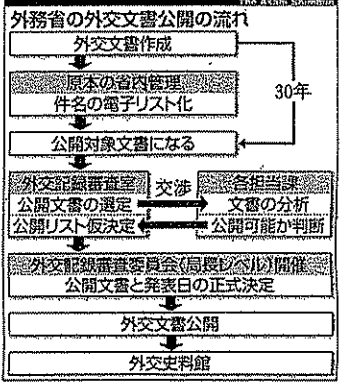
韓国にも公共記録物管理法があり、国家記録院が各省庁を指導・監督する権限を持っている。

情報公開法と公文書館制度は、知る権利を実現するための「車の両輪」だ。大宮法科大学院の早川和宏教授は「行政文書は本来、国民のもの。持ち主が見られず、いつかおぼろげに当たらぬことが日本は出来ていない」と批判する。

公文書の利用に関する「必経路」

「記録処分スケジュール」を公文書にあらかじめつけることが連邦記録法で求められており、スケジュールはNARAが承認する。いかに役人の関心外だったか分かる。国家記録研究所の小川千代子代表は言う。

早川准教授は「こうした提議を支える文書管理法制が不可欠だと訴える。いまの公文書管理法はNARAが承認する。いかに役人の関心外だったか分かる。国家記録研究所の小川千代子代表は言う。



内閣府の懇談会は04年からかわり、評価を行っている。①重要文書の廃棄には第三者機関が関与する。②保存期間90年以上の文書は、すべて公文書館に移す。③これを提言した。

2007年(平成19年)8月31日(金曜日)

言

説

査

査

査

査

査

(第三種郵便物認可)

この会議のホストは、外務省の頭題として事前に密使外交を断断した佐藤首相が、公式会議でジョーンズ大統領、マタメ国防長官、マタメ国防長官らの口から沖縄返還の確約と返還時期の決定

重要な文書が欠落していた。この会議のホストは、外務省の頭題として事前に密使外交を断断した佐藤首相が、公式会議でジョーンズ大統領、マタメ国防長官、マタメ国防長官らの口から沖縄返還の確約と返還時期の決定

今回の目玉となるはずだったのは、4年前の1962年の日韓国交正常化交渉に関する文書だった。韓国が2005年「一方的公開」したため、秘密保持の意味が薄れ、研究者から公開を求める声が多く出され、文書公開を担当する外務省貿易外交記録課長室が公開を前向きだった。

今回の目玉となるはずだったのは、4年前の1962年の日韓国交正常化交渉に関する文書だった。韓国が2005年「一方的公開」したため、秘密保持の意味が薄れ、研究者から公開を求める声が多く出され、文書公開を担当する外務省貿易外交記録課長室が公開を前向きだった。

外務省の外交文書公開は1976年から始まり30日第20回だが、「30年経過した文書は公開する」との原則の形骸化が甚だしい。

調査研究本部 堀頭敏
国際部 吉形祐司

外交文書公開の形骸化

重要文書の見送り、欠落 原則徹底へ民間関与を

を「両3年内」とする日本側の主張に「理解」を取り付けた点にあった。こうした歴史的事実を、84年以降、当事者だったマタメ・ジョーンズ駐日米大使、密使を演じた岩泉敏、京都産業大学教授、堀田美、首相秘書官らが順次、著作で明らかにした。今回の文書公開はこうした事実を公式記録で確認する意味を持つはずだった。

ところが、公開された15万ページ超の文書の中にあつたのは、首脳会議の抜粋で、全



佐藤(左)・ジョーンズ(中)・マタメ(右)の文書公開から落ちた(写真はAFP)

外務省には「情報公開法」に基づく国民からの開示請求の通知は別に、外務省が自発的に公開していく制度の意味がある」との意見が強い。しかし、現実には研究者や学生が利用するのは、外交文書

情報公開の迅速化、行政の透明性が重視される中、外務省の情報開示への取り組み姿勢の緩慢さは、多くの専門家から批判されてきたが、変化の動きは不十分だ。

だが、これらについては公開文書にはなかつた。それについてマタメ側から指摘され、外務省は「近々」追加公開することを決めた。

若東、堀田氏の著書によれば、佐藤・マタメ会談で、長官は「(琉球)諸島はいずれ返還されることになっている」と明言。一方で「米

民間関与には、守秘義務の確立が不可欠だ。その上で、外交文書公開には、情報を独占・秘匿する傾向の強い政策官僚よりも民間人の関与を高めることが、外交の健全な透明性の拡大に資するとは確かな

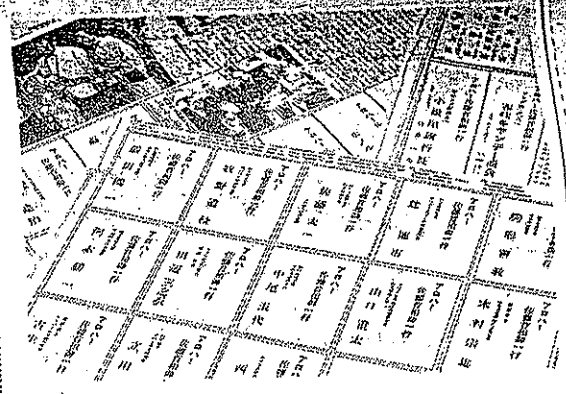
民間関与には、守秘義務の確立が不可欠だ。その上で、外交文書公開には、情報を独占・秘匿する傾向の強い政策官僚よりも民間人の関与を高めることが、外交の健全な透明性の拡大に資するとは確かな

外務省は2002年、川口外相時代に行動計画の中で、①外部有識者による外交記録公開諮問委員会を設置、30年超の文書に歴史的価値の面からの優劣判断、迅速審査を委嘱する②30年未満の史料は情報公開法に基づき審査する③30年原則を短縮する―など改善策を打ち出した。

不効率行政を地で行くように、外交文書公開を担当するのは外交記録課長室。情報公開法に基づく開示請求を担当するのは情報公開課と、別々に併存する。両方から連携なくばつづつ持ち込まれる文書審査の要請は政策担当局も難渋するところ。

情報公開法ではなく、情報公開法に基づく個別の開示請求がほとんどだ。

文がないばかりで、マタメ国防長官らの会議記録は完全には欠落していた。



「アロハ 佐藤首相」

1967年11月18日付のハワイの邦字紙「アロハ 佐藤首相」という広告が何ページにもわたって並ぶ。写真。広告主はハワイ在住の日本人や日系人が営む事業所や商店、宗教団体など。外交文書として保管されていた当時の新聞からは、奇跡的な復興を遂げつつある日本のリーダーを迎える日系社会の熱気が伝わってくる。

ワシントンでの日米首脳会談を終えた佐藤首相はこの日ハワイに立ち寄り、19日帰国の途に就いた。

②核抑止力の理解について国民を指導する決意があるか——とたまたまという。首脳会談での発言はこれらを下地に組み立てられたとみられる。

沖繩返還をめぐる外交について、柳井俊二前駐米大使は「外交では『密使』というのが時々ある。北朝鮮との外交のように多元外交になると国益を害するが、沖繩返還では同じ方向を向いて交渉していた。悪いことではなかったと思う」と話している。

解説

外交文書の公開は1976年に始まり、20回目となる。今回は沖繩返還(72年)が協議された佐藤栄作元首相の米国訪問(67年)などが対象で、日米交渉の一端などが新たに開示される。ただ、何を公開するかは依然として外務省の内規(裁量)に委ねられており、日ソ国交回復(58年)や日韓国交正常化(65年)、沖繩返還密約文書などは今回も公表されていない。

文書は原則30年を経過したものを公開対象としている。しかし①個人のプライバシーを妨げることは考えにくい。外交は物事を平和裏に解決する手段で、妥協はつきもの。進行中にすべてを明らかにできないのは当然だが、当事者には国民の知る権利と後世の批判に耐える責任がある。両者を調整するのが30年という時間だ。政府の情報管理が進む中、情報公開は重要度を増している。20回目の文書公開を節目に、外務省自ら30年を過ぎたら明らかにする「原則を実質化させる」とが、国民の信頼に裏打ちされた外交にもつながる。

「30年後公開」原則実質化を

「30年後公開」原則実質化を。外交は物事を平和裏に解決する手段で、妥協はつきもの。進行中にすべてを明らかにできないのは当然だが、当事者には国民の知る権利と後世の批判に耐える責任がある。両者を調整するのが30年という時間だ。政府の情報管理が進む中、情報公開は重要度を増している。20回目の文書公開を節目に、外務省自ら30年を過ぎたら明らかにする「原則を実質化させる」とが、国民の信頼に裏打ちされた外交にもつながる。

【尾中香尚里】



若泉 敬氏

1967年10月7日

10月17日

11月6日

11月7日

11月9日

11月11日

11月13日

11月14日

11月15日

1969年11月21日

1972年5月15日

佐藤首相が若泉敬氏に「両3年内に返還時期を決定」との方針で米側と交渉するよう指示

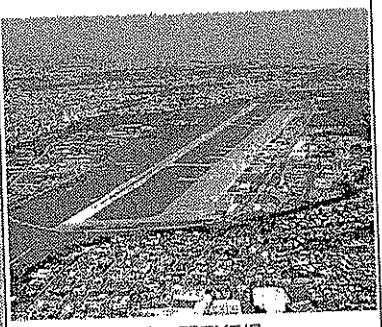


東京・日比谷で開かれた沖繩返還を求める集会(67年11月9日)

若泉氏が「両3年内に両国政府にとって満足しうる合意に達する」との案を米に打診

若泉氏がロストウ大統領特別補佐官との面談で「今すぐ返せと言っているのではない」

若泉氏がロストウ氏に「首相は両3年を入れてほしいと言っている」と伝達。ロストウ氏は「軍部の反発がある」と指摘



今なお残る普天間飛行場(2006年4月8日)

沖繩返還実現

「両3年」に言及するロストウ氏は「問題は返還ではなく沖繩の基地」

「両3年」に言及するロストウ氏は「問題は返還ではなく沖繩の基地」

明らかに米政府は返還する用意

下田武三 本案は強す

政府は沖縄上の利益との共同声

限りすみや「下…」との

三木武夫外は到底同意



首相(左) 会談=UPI

相が「2、3年5かめどを請。ジョンソン話が上がっししよう」と応答の防衛責任する」

は、両国政府時期につき合の表現で、返

大統領が首脳

総連介した動き 「治安上の問題」

外務省が67年、首相への説明資料として作成した在日本朝鮮人総連合会(朝鮮総連)に関する文書から、当時の政府が、総連を介した北朝鮮の動きを「治安上の問題」ととらえていることが分かった。

資料はソウルで行う佐藤栄作首相とハンフリー米副大統領との会談用に準備された。「北朝鮮(北朝鮮)の動向」との項目で「北朝鮮は朝鮮総連の組織と在日朝鮮人を治安上の対象としていたことが明かに付しない(見過ごせない)」と分析している。

当時は59年から始まった日本から北朝鮮への「帰国事業(〜84年)のさなか、65年に日韓が国交正常化を果たし、帰国事業は既に縮小されていた。資料は工作員の韓国潜入にも触れ「南ベトナムにおけるベトナムゲリラの活動にも似た様相」と指摘しており、その10年後、北朝鮮は日本で最初の拉致事件を起こす。

朝鮮総連中央本部広報室は「日本政府が朝鮮総連と在日朝鮮人を治安の対象としていたことが明

香尚里、小山由宇(以上政治部)、篠田航一(外会部)、鈴木英生(学芸部)が担当しました。